

地域の安全・安心促進基本計画（津波）

～岩手県下閉伊郡田老町～

－ 目 次 －

－ ページ －

1. 計画書策定の目的	1
2. 基本方針	2
3. 津波防災の現状	3
4. 津波防災の課題	11
5. 今後の対応方針	13
6. 資料編	19

1. 計画書策定の目的

本計画書の策定の目的を以下にまとめます。

□計画書策定の目的

田老町において、今後、高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震による津波をはじめとする津波災害から地域住民、海岸利用者の生命を守るため、津波対策をハード、ソフト両面から検証し、具体的な対策を検討して取りまとめることを目的とする。

□計画書策定の必要性

田老町をはじめとした岩手県沿岸は古くから津波の襲来を受け、その都度大きな人的被害や家屋・耕地等の被害を被ってきました。近年では、明治29年（西暦1896年）と昭和8年（西暦1933年）に襲来した三陸沖地震津波、および昭和35年（西暦1960年）に襲来したチリ地震津波があげられます。

一方、宮城県沖地震は今後2033年までにM7.5程度の地震が99%の確率で発生すると予想されています（三陸沖南部海溝寄りの領域と連動して発生した場合M8.0前後、発生確率70～80%）。

地震津波はその特性上、発生時期、規模等については予測できない状況にあり、「いつ」「どこで」「どの規模」といったことを前もって知ることが難しい災害です。

田老町における現在の海岸保全施設整備水準（計画津波高）は「昭和三陸大津波」を対象として堤防の整備が進められてきましたが、明治29年に襲来した三陸地震津波での痕跡高に対しては5m程度低い状況になっています。また、今後昭和三陸大津波を超える規模の津波が発生することも否定できません。

田老町は古くから津波の襲来を受けてきた経験を持ち、その対策が進められてきておりますが、地震津波に対しては海岸保全施設が整備されていることを過信せず、有事の際の避難行動をあらかじめ考えておくことの重要性を再確認する必要があります。

過去の津波災害の経験が風化されないよう地域で伝え、その経験を活かした観点から、現行の「ハード対策」「ソフト対策」の検証を行い、双方が短所を補えるような具体的な対策を検討して取りまとめていくことが必要であるといえます。

2. 基本方針

本計画書の策定にあたり、次の基本方針を策定しました。

□計画書策定の基本方針

- 海岸管理者（県）と市町村が共同して計画を策定する。
- 現状の津波防災を検証し問題点を把握する。
- 現行の海岸保全施設等の整備計画、地域防災計画、土地利用計画等を踏まえ、ハード、ソフト対策の融合により、双方の対策が本来持っている効果が発揮できるような防災対策を具体的に検討する。
- 当該地域の防災対策の基本方針と整備目標、整備スケジュール等を盛り込む。

3. 津波防災の現状

田老町における津波防災の現状について以下に記します。

（1）津波防災の概要

田老町は過去に幾度も津波被害を経験しており、そのたびに貴い命と貴重な財産が失われました。その経験をもとに、県、町では、防潮堤、水門等のハード対策、総合防災訓練の開催、津波防災マップ配布等のソフト対策など、津波防災対策を進めてきました。

また、田老町独自の取り組みとして、平成15年3月に津波防災の町宣言、また防災行政無線の戸別受信機貸与、津波波高計の設置などを行っており、津波防災への意識は非常に高いところです。さらに、町のホームページでは、携帯電話からもアクセスできる簡易ページ（site in Pocket）の公開や、「田老町津波防災資料集」を設けるなど津波防災への取り組みを進めています。



【写真 3-1-1 昭和7年三陸津波襲来前】



【写真 3-1-2 昭和8年三陸津波襲来後】



【写真 3-1-3 田老町航空写真(2000年)】



【写真 3-1-4 交差点隅切り状況】

交差点の隅を大きめに切り、見通しを確保することにより、有事の際に円滑な避難行動を取れるように配慮してあります。

(2) 防潮堤・水門

～防潮堤～

河川局所管の防潮堤は、昭和9年に着手、昭和32年度にいったん完成した後に断面改良を行い、昭和42年に現況断面にて完成しています。また、水産庁所管区間については昭和37年度から整備が進められ、昭和53年度には河川局所管、水産庁所管を含めて、総延長2,433m、T.P.+10.0mの防潮堤が完成しています。



【写真 3-2-1 防潮堤整備状況】



【資料 3-2-1 海岸位置図】



【資料 3-2-2 海岸保全施設整備状況】

～遠隔制御水門施設～

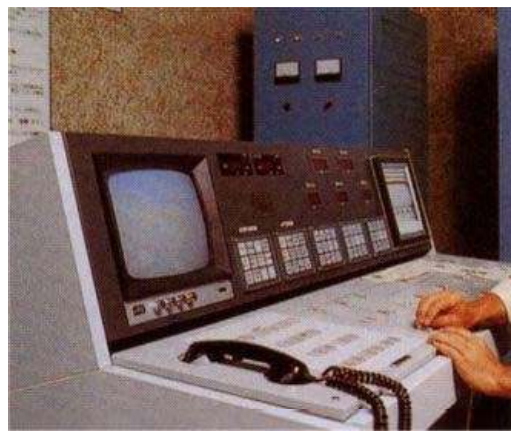
水門施設については、摂待水門が昭和 52 年度、田代川水門が昭和 53 年度に完成しています。双方とも遠隔制御化が図られており、有事の際、迅速かつ安全な施設閉鎖が可能となっています。

また、遠隔施設については有事の際にも万全を期するために、年 3 回の定期点検のほかに、電気、機械設備の保守点検を行っていますが、施設築造後 20 年以上経過しており老朽化が著しいことから、新たな補修対策が必要とされています。

また、現在は各々の水門に遠隔操作制御室が設けられており、施設制御、閉鎖状況管理は一元化されていません。



【写真 3-2-1 田代川水門】



【写真 3-2-2 遠隔操作卓】

～その他水門および陸閘～

施設管理については県が田老町に委託しており、有事の際は、消防団員が「海岸水門管理要綱」に基づき施設閉鎖を行っています。

有事の際は、安全・迅速・確実な施設閉鎖が必要とされますが、海岸保全施設については、当然、越波も考えられることから、施設閉鎖に向かった人の安全対策が必要とされています。

また、扉体重量の重い施設については、施設閉鎖に複数の人が必要であり、また時間を要する作業であることから、改修が必要とされています。

施設閉鎖状況の把握は、各分団からの情報によりますが、平成 15 年 5 月 26 日発生三陸沖地震時のように、有事の際は携帯電話が通じにくいことが想定されることから、何らかの情報伝達手段の確保が求められています。

(3) 避難路・標識

昭和 61 年以降、平成 5 年度までに第 1 次避難場所 13 カ所において津波避難路を整備しています。

また、夜間等でも安全に避難できるように、手すり付き階段、誘導標識、太陽電池式照明灯を整備しています。



【写真 3-3-1 避難路・表示板整備状況】



【写真 3-3-2 避難場所示示板（昼間）】



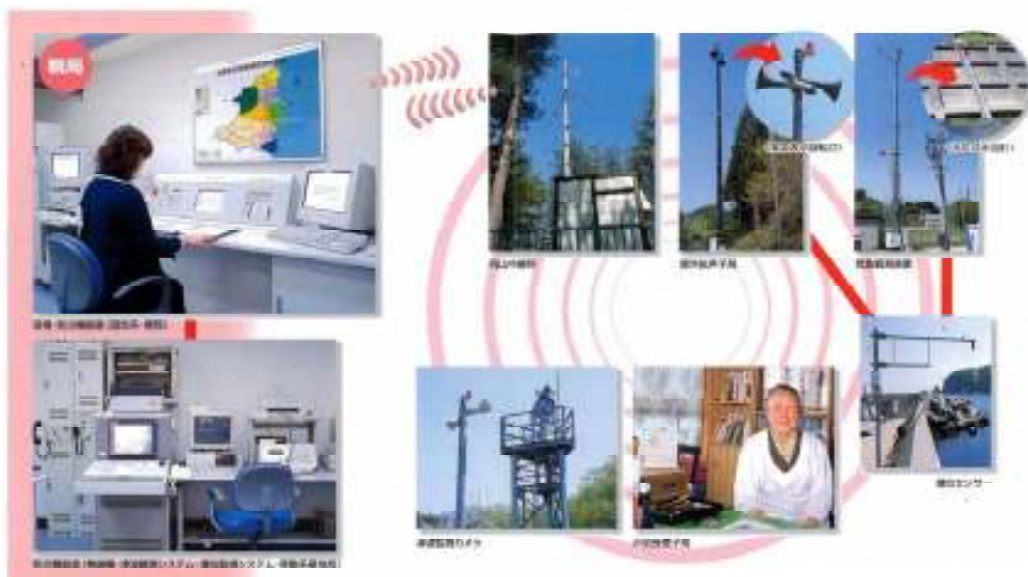
【写真 3-3-2 避難場所示示板（夜間）】

(4) 防災行政無線

昭和 55 年度に基地局 3 カ所、子局 37 局、戸別受信機 17 台が完成、その後平成 12 年度に改修し、現在の整備状況は基地局 5 カ所、子局 49 局、戸別受信機 1,580 台（全戸貸与）となっています。

一般的に、屋外拡声子局のみでは、地形条件等により聞き取りにくい状況になるなどの問題点が挙げられますが、田老町では戸別受信機を全戸貸与とすることで、防災行政無線の難聴地域の解消を図っています。

なお、同無線は緊急情報衛星同報受信装置（次ページを参照）と連携し、震度速報や津波警報等の自動放送（無人化）を行っています。



【資料 3-4-1 防災行政無線模式図】

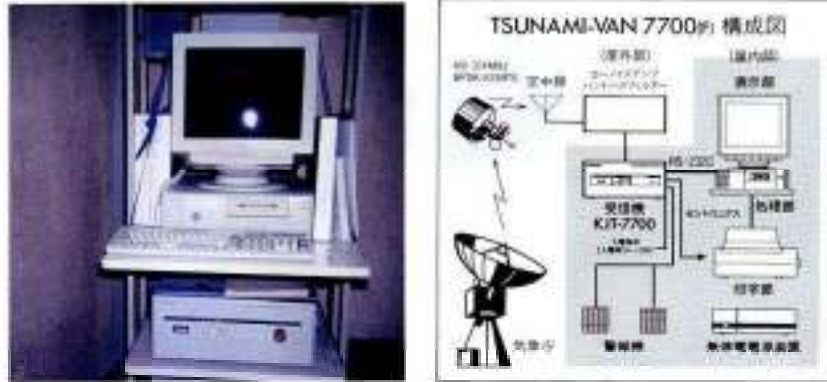
また田老町では、平成 16 年度に防災行政無線と地震計を接続し、揺れを感知すると同時に自動放送を行うシステムを整備する予定となっています。

このことにより、自動放送を従来より迅速に行うことができ、地域住民、消防団員の迅速な防災行動が期待できます。

(5) その他の取り組み

—緊急情報衛星同報受信装置—（所管：田老町）

平成6年度に整備。気象庁が気象衛星を通じて発表する地震情報を受信、防災行政無線（固定系）に接続し自動放送を行っています。



【資料 3-5-1 緊急情報衛星同報受信装置】

—津波観測システム—（所管：田老町）

平成3年度～4年度に整備。照明付き高性能監視カメラを役場屋上と漁港に2基設置。役場からモニターにより監視するものです。

このシステムにより津波襲来時に消防団員が津波を目視確認することが不要となり、消防団員の安全確保につながります。



【資料 3-5-2 津波観測システム】

—潮位監視システム—（所管：田老町）

平成3年度、東大地震研究所により設置。田老新港に超音波センサーを備え、田老町役場からモニターにより監視するものです。

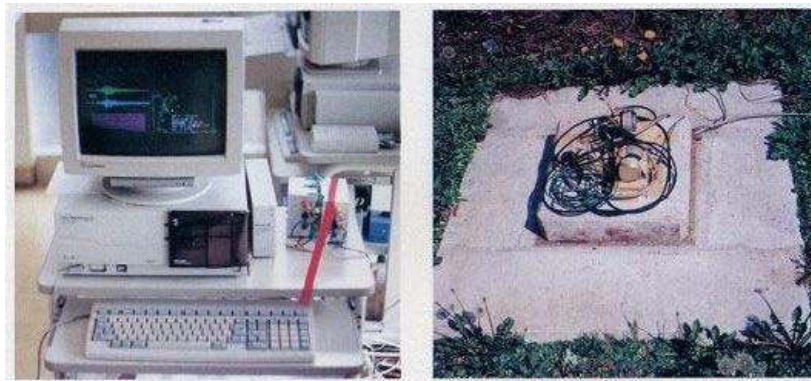
このシステムにより津波襲来時に消防団員が津波を目視確認することが不要となり、消防団員の安全確保につながります。



【資料 3-5-3 潮位監視システム】

—津波予測システム—（所管：田老町）

平成4年度、東大地震研究所により設置。単独設置した地震計の情報を、田老町役場内の端末で分析し、地震発生から2分程度で津波の予測（到達時間など）を行います。



【資料 3-5-4 津波予測システム】

—津波防災マップ—（作成：岩手県、田老町）

平成9年度に、県、田老町が共同して作成。過去の津波浸水域、第1次、第2次避難場所を図示しています。



【資料 3-5-5 津波防災マップ】

また、現在、県総合防災室において、津波シミュレーションおよびその結果による浸水区域図の作成が行われています（巻末の添付図を参照）。今後、このデータをもとに各市町村単位で「津波防災マップ」が作成される予定です。

—津波痕跡高さの表示—（東北地方整備局三陸国道事務所、田老町）

田老漁港には津波痕跡高さ、国道45号には「三陸大津波ここまで」等が記載された看板が設置されています。

このことにより、地域住民はもとより、観光客なども津波の痕跡を見ることになり、「津波の経験を忘れない」ための啓発活動の一端を担っています。



4. 津波防災の課題

本計画を策定するに当たり、有識者、行政担当ほかによる検討委員会、住民参加による作業部会を開催しました。

その際に参加者から出された意見、要検討事項を以下に記します。

（海岸管理者）

－防潮堤－

- ・防潮堤乗越し階段の拡幅、段差改良、緩勾配化、スロープ設置。
- ・階段部の照明の増設。
- ・乗越し車道の整備。
- ・施設の老朽化調査、補修。

－水門・陸閘－

- ・水門・陸閘操作における手元照明の増設。
- ・施設閉鎖状況を遠方から確認できる施設の整備。
- ・水門、陸閘の動力化、遠隔化および補修。
- ・陸閘の扉体通過部分の除雪（屋根をつけるなどの改良が必要な場合もある）。
- ・施設閉鎖に向かった人の避難用に、一時避難施設の整備または確保。

（田老町）

－避難路、避難場所－

- ・第2次避難場所、避難経路上にある橋梁の耐震検討。
- ・避難場所の収容人数の把握。
- ・避難場所へ避難者用の物資の備蓄。
- ・指定されている避難場所まで距離がある場合、一時避難場所の整備または確保。
- ・避難路の草刈り、除雪等のメンテナンス。
- ・避難路、避難場所表示板の新設。
- ・避難路、避難場所表示板の設置向きが悪い。
- ・車両進入不可地域の設定。

－その他－

- ・避難行動は周囲の方の協力が不可欠であることから、日ごろより地区内の連携を図る必要がある（避難に援助が必要な方（一人暮らし、病院、保育園など）の把握と対策検討が必要）。

(作業部会における地域ごとの特記事項)

A) 町地区

- ・樋門（フラップゲート）の新設、施設改良。

B) 田中地区

- ・作業部会は悪条件（夜間、降雪）を想定して行ったが、この条件では消防団員がたどり着けず、施設閉鎖不能となる箇所がある。
- ・三陸鉄道田老駅、および線路を避難場所に指定できるとよい（指定されている避難場所より避難が容易となる。※高齢者対策）。

C) 乙部地区

- ・水門、陸閘の閉鎖について、常時消防団員が対応できるとは限らないため、近隣住民の協力体制構築ができるとよい。

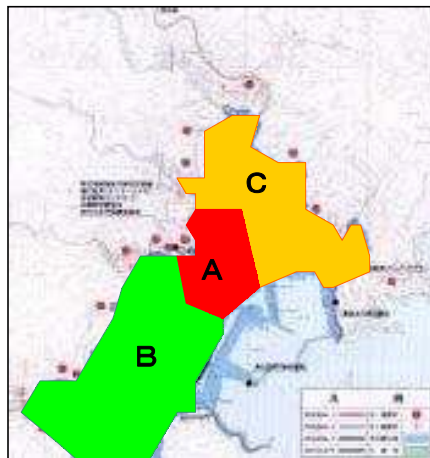
D) 摂待地区

ー全体ー

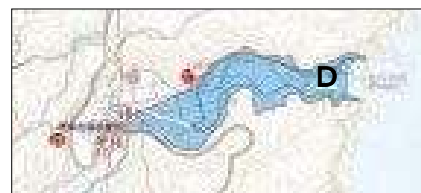
- ・誘導灯、標識、街灯が全く無い。
- ・現在の避難場所より、近くて安全な場所がある。
- ・避難場所が分散するので相互に連絡を取り合える設備の整備。

ー漁港地区ー

- ・漁業従事者、海岸利用者（釣り客）を対象とした防災対策の検討。
- ・漁港へ通じる道路脇の法面がオーバーハングしている。迂回路が無いと、仮に崩落すると漁港地区は孤立してしまうばかりでなく、漁港付近に避難場所が無いと、避難不能となる可能性がある。



田老地区



摂待地区

5. 今後の対応方針

前述「4. 津波防災の課題」について、「海岸管理者」「田老町」「防災全般」に係る対応一覧表を次ページに記載します。

なお、指標として対応時期を3段階に設定しています。

短期（本計画策定から3年程度で着手可能）

中期（本計画策定から6年程度で着手可能）

長期（本計画策定から着手まで6年以上かかると思われるもの）

なお、この対応方針については、町の地域防災計画が改定される際にも追記していきます。

対応方針表【海岸管理者①】

凡 例
○:実施予定
△:実施に向けて検討必要
×:実施に向けて条件整理が必要

	短期	中期	長期	備 考
防潮堤・階段工				
防潮堤乗越し階段				
① 拡幅	○ 【H16~】			【H16着手。補修事業(補助)、県単海岸維持修繕等を予定】 ・安全、迅速な避難のために施設改良を行う。 ・作業部会資料等を参考に、対応する箇所を選定する。
② 段差改良	○ 【H16~】			〃
③ 緩勾配化	○ 【H16~】			〃
④ 車椅子用スロープ設置	×			【次期補修5カ年計画ほかで検討予定】 ・扉体に小扉を設置するなど、他の工法を検討する。
照明灯				
① 階段部に設置	○ 【H16~】			【H16着手。補修事業(補助)、県単海岸維持修繕等を予定】 ・夜間の地震時、安全、迅速な避難を行うため、照明を設置する。 ・また、水産庁所管区間と照明施設(緑色灯)の統一化を図ることにより、夜間に階段工の位置確認が容易にできるように配慮する(階段工=緑色と覚えてもらう)。
② 反射板(発光板)の設置	△ ※要検討			【補修事業(補助)にて検討予定】 ・夜間の地震時、消防団員の安全、迅速な移動のため、防潮堤法肩に反射板(発光板)を設置する。 ・消防団員が施設間を移動することを想定し、必要箇所を選定する。
防潮堤乗越し車道				
① 車道の新設	×			・防潮堤乗り越し用に斜路設置を考えると、延長100メートルを超える施設となる。現在防潮堤周辺には家屋が張り付いており、施設築造は難しいため、他案での対応とする。
施設管理				
① 老朽化調査と対策工法検討	○ 【H16】			【H16実施。補修事業(補助)、県単海岸維持修繕等を予定】 ・防潮堤施設については築後30年以上経過しており老朽化が見られることから、対策工法を検討し、補修を行う。
② 空洞化調査	△ ※要検討			・H8年度の委託成果品を確認し、調査の必要性を検討する。
③ 施設カルテの作成	○ 【H16】			・施設の築造年、位置、標準断面図などを電子化して管理することにより、今後の補修計画に役立てることができる。

対応方針表【海岸管理者②】

凡 例
 ○:実施予定
 △:実施に向けて検討必要
 ×:実施に向けて条件整理が必要

	短期	中期	長期	備 考
水門等閉鎖施設				
照明灯				
① 照明灯の新設	○ 【H16~】			【H16着手。補修事業(補助)、県単海岸維持修繕等を予定】 ・夜間の地震時、安全、確実な施設閉鎖を行うため、照明を設置する。 ・水産庁所管区間と照明施設の統一化を図る。
閉鎖状況確認灯				
① 確認灯の新設	△ ※要検討			【次期補修5カ年計画ほかで検討予定】 ・消防団員、地域住民が遠方から施設閉鎖状況の把握ができるようにする。 (施設閉鎖時は赤色回転灯が点灯するなど)。
連絡施設				
① 連絡施設の整備	○ ※箇所は要検討			・現在、携帯電話不通時に消防団員が伝令に走っている状況を改善するとともに、施設閉鎖状況を役場で把握できるようにする。 ・水門、陸閘付近に有線電話などを設置。各施設間、施設と役場間で連絡が取れるようにする。
動力化、遠隔化				
① 水門、陸閘の動力化			○ ※箇所は要検討	・施設閉鎖に時間、労力を要する施設において実施することにより、安全、迅速な施設閉鎖が期待でき、消防団員の安全確保にもつながる。 ・施設規模、背後地状況等を考慮し、実施可否を判断。 ・他市町村施設と比較。緊急度、施設重要度上位のものから着手する。
② 水門、陸閘の遠隔制御化			○ ※箇所は要検討	・施設閉鎖に時間、労力を要する施設において実施することにより、安全、迅速な施設閉鎖が期待でき、消防団員の安全確保にもつながる。 ・施設規模、背後地状況等を考慮し、実施可否を判断。 ・他市町村施設と比較。緊急度、施設重要度上位のものから着手する。
除雪(降雪対策)				
① 扉体上部に屋根設置		△ ※要検討		【次期補修5カ年計画ほかで検討予定】 ・水門施設付近の着雪による扉体閉鎖不能を防ぐ。 ・作業部会資料等を参考に、必要性、優先度を検討する。
② 陸閘部分へのロードヒーターの設置		△ ※要検討		【次期補修5カ年計画ほかで検討予定】 ・メンテナンス、ランニングコストを含めて検討する。
案内表示				
① 陸閘閉鎖時の案内表示	○ 【H16~】			・陸閘閉鎖時の案内表示、扉の表側に記載(夜光塗料で閉鎖を示すとともに、避難階段とか避難道の方向を知らせる)。
一時避難施設(消防団員用)				
① 近隣ビルの使用		△ ※要検討		・施設閉鎖する消防団員が避難できない状況を回避するとともに、避難に時間を要する人が一時的に避難できる場所を確保する。 ・近隣のコンクリート構造物を有効利用できないか検討する。 ・「対応方針表【田老町】避難場所④一時避難場所」と連携して行う。
② 一時避難施設の新設			△ ※要検討	・施設閉鎖する消防団員が避難できない状況を回避するとともに、避難に時間を要する人が一時的に避難できる場所を確保する。 ・現場状況を判断して、実施可否を判断する。 ・当面は近隣施設の有効利用を第一に検討する。

対応方針表【田老町①】

凡 例
○:実施予定
△:実施に向けて検討必要
×:実施に向けて条件整理が必要

	短期	中期	長期	備 考
避難路				
① 避難路のメンテナンス (草刈、除雪ほか)	○ 【H16~】			・各自治会単位など、地域住民直営による草刈、除雪等を行う体制づくりを進める(住民の意見。作業部会にて)。
② 避難路表示板の改修	○ 【H16~】			・設置向きを変えるなど、即対応可能なものから着手する。
③ 避難路表示板の新設		△ ※要検討		・設置が必要な箇所を確認後、新設を行う。
④ 避難路上に情報板新設			△ ※要検討	・テレビの地震津波情報を待たずに、避難しながら情報を得られる環境を構築することにより、迅速な避難が期待できる。 ・使用頻度の高い避難路を選定する必要があることから、自主防災組織体制構築後、図上訓練にて設置場所を検討する。
⑤ 避難路上、 橋梁等の耐震検討		△ ※要検討		・自主防災組織体制構築後、図上訓練にて橋梁不通過で避難路を設定することが可能か検討を行う。 ・避難道(町道)の耐震性の確保、迂回路など代替え措置を検討する。
避難場所				
① 収容人数の把握	○			・自主防災組織体制を構築する中で、確認を行う。
② 避難場所表示板の改修	○ 【H16~】			・設置向きを変えるなど、即対応可能なものから着手する。
③ 避難場所表示板の新設		△ ※要検討		・設置が必要な箇所を確認後、新設を行う。
④ 一時避難場所の検討	△ ※要検討			・指定されている避難場所が遠い場合、新規指定を考える必要がある(田老駅を利用するなど、新設ではなく既存施設の利用を第一に考える)。 ・「対応方針表【施設管理者】一時避難施設①近隣ビルの使用」と連携して行う。
⑤ 一時避難場所の新設		△ ※要検討		・多様な防災活動に対応できる避難施設の設置を検討する。
⑥ 第2次避難施設の耐震検討	△ ※要検討			・田老第一中学校など、大人数収容可能場所で検討を行う。
⑦ 避難施設に屋根等設置			△ ※要検討	・自主防災組織体制構築後、図上訓練を行い要整備箇所を確認したうえで、整備の検討を行う。
⑧ 避難者用の備蓄			△ ※要検討	・自主防災組織体制構築後、図上訓練にて住民が多数集まる避難場所を確認したうえで、整備の検討を行う。
⑨ 避難場所間の連絡機器		△ ※要検討		・「対応方針表【田老町】避難路④避難路上に情報板新設」と連携して整備を行うことを想定して検討を行う。

対応方針表【田老町②】

凡 例
○:実施予定
△:実施に向けて検討必要
×:実施に向けて条件整理が必要

	短期	中期	長期	備 考
その他				
地域内の連携				
① 地域内の連携	○ 【H16~】			・単独で避難行動を取れない方の把握、有事の際の援助体制について検討する。
② 自主防災組織の構築		△ ※要検討		・定期的に全町を対象とした図上訓練を実施し、最終的には自主防災組織体制を構築する。 ・住民レベルの自主防災組織の構築を検討する。
地域間の連携				
① 内陸、山間地域との連携強化	△ ※要検討			・有事の際、津波被害を受けない地域(内陸の市町村、および同町山間部など)をどのように生かすか検討する(検討結果は防災訓練で検証する)。
消防団員の連絡方策				
① 連絡方策の構築		△ ※要検討		・移動無線など、人員間の連絡方策を検討する。
監視施設				
① 海岸線監視カメラ		△ ※要検討		・地震警報・注意報発令時の、監視カメラによる海岸の監視、防災行政無線との連携による避難誘導を検討する(真崎海岸、青野滝漁港他について検討予定)。

対応方針表【防災全般】

凡 例
○:実施予定
△:実施に向けて検討必要
×:実施に向けて条件整理が必要

	短期	中期	長期	備 考
土地利用規制				
① 居住不可地域の設定	×			・現在、防潮堤前面に家屋が5軒ある。当面は、「当該箇所は津波発生の際、危険な場所である」ことを認識していただき、有事の際は迅速に避難行動を取るよう勤めることとする。
② 津波ハザードマップの活用	○ 【H16～】			・①に関連して、家屋新築等による建築許可申請時に、津波シミュレーションの結果や津波ハザードマップを用いて、当該地域の危険性(リスク)を認識してもらう。
③ 車両進入不可地域の設定			×	・現在は「原則徒歩による避難」としているが、それによりにくい場合もあることから、避難時の車両利用に関する件については、運用規則を定めたくうえで検討を行うこととする(例:摂待地域)。
防災教育				
① 出前講演、現場見学	○			・小学校などを対象として、津波について出前講演を行う。また、津波対策事業の工事現場見学会を開催し、海岸保全施設の機能、海岸保全施設は津波が越波することを考慮してつくられていることなど、津波災害の風化防止および津波防災に役立つ話題を提供する。
② 図上訓練の定期開催	○			・作業部会で行った「図上訓練」を参考とし、住民参加による訓練を定期的に行うことにより、津波に対する防災意識向上が図られる。
③ 津波痕跡高さの表示	○			・既に田老漁港、国道45号などで行われているものであるが、このことにより『津波被害を忘れない』といった防災教育の一役を担っている。 ・新たに設置する場合には設置場所を検討する。
海岸利用者対策				
① 磯釣り客等の対策		△ ※要検討		・釣り場が広範囲であることから、情報伝達施設等の整備はなされない。「ライフジャケット着用」を呼びかけるチラシを用意するなど、対策を検討する必要がある。
国道45号およびその他の連絡道路				
① 避難時	○			・国道、連絡道路の交通規制について検討する。
② 緊急時、復旧時、復興時	○			・緊急輸送道路として機能確保を図ると共に、有事の際に備えて代替路線の検討を行う。

6. 資料編

（1）検討委員会設立趣意書、設置要領、委員名簿

「田老町の安全・安心促進基本計画（津波）」策定に係る検討委員会

設立趣意書

三陸沿岸は津波の常襲地帯であり、過去に幾度となく津波による大きな被害を受けており、津波対策は最も重要な課題のひとつとなっている。

また、7月26日に発生した宮城県北部地震、9月26日に発生した十勝沖地震と比較的規模の大きい地震が頻発している中、宮城県沖や三陸沖南部を震源とする地震については今後30年間に発生する確率が高いと想定されているところである。

このような状況の中で、過去に幾度も大規模な津波による被害を受けた田老町と海岸保全施設管理者が連携して、津波防災対策についての「安全・安心促進基本計画（津波）」の策定を行うため、検討委員会を設立するものである。

「田老町の安全・安心促進基本計画（津波）」策定に係る検討委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「田老町の安全・安心促進基本計画（津波）」策定に係る検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、津波に関する情報提供、土地利用誘導および避難路等について検討を行い、「田老町の安全・安心促進基本計画（津波）」（以下「基本計画」という。）の策定を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 委員会は、別表一 1 の委員で構成するものとし、委員は岩手県知事が委嘱するものとする。

（任期）

第4条 委員会の委員の任期については、平成 16 年 1 月 8 日から当委員会終了までとする。

（会長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出するものとする。
- 3 委員長は会務を総務し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故ある時は、会長の指名するものがその任務を代行する。

（会議）

第6条 委員会は岩手県知事が招集する。

- 2 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員会は原則として公開とし参加者は委員長の了解のもとに発言できるものとする。

（事務局）

第7条 委員会の運営に関する事務を行うため、事務局を岩手県県土整備部河川課に置く。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、運営に必要な事項は委員会に諮って定める。

附則

この規約は、平成 16 年 1 月 8 日から施行する。

附則

この規約は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

(2) 検討委員会の開催経過

A) 第1回検討委員会

開催日時：平成16年1月8日（木） 13時30分～15時30分

開催場所：田老町役場大会議室

議 題：(1) 田老町の安全・安心促進基本計画（津波）について
(2) 地震津波対策の現状と課題について



B) 作業部会

開催日時：平成16年3月20日（土） 10時～17時

開催場所：田老町民会館

内 容：地震津波を想定した住民参加による図上訓練および現地確認。
取りまとめ成果は後ページを参照。



C) 第2回検討委員会

開催日時：平成16年5月24日（月） 13時30分～16時

開催場所：田老町民会館

議 題：(1) 「田老町の安全・安心促進基本計画（津波）」（案）について

(3) 作業部会における検討成果

A) 町地区

<p>ソフトの面 ④ 上面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核の避難場所については、避難の検査が容易 ・避難経路にある7mの壁は、12m程度の高さが標準 ・観点からして避難経路が分岐したところを、壁などで閉鎖する必要がある ・準備の30分程度に、15分程度の中核の避難場所を避難場所として確保する ・避難場所への避難手段は、事前把握 ・避難経路の確保が重要（避難経路に「ブレイクポイント」） ・地区住民による避難経路の確保 ・避難経路の確保は、情報収集の手段から、避難経路が下流 <p>ハードの面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水門の設置場所 ・水と避難するための堤防に乗り越し避難の促進 ・避難経路の確保が長いので、増設及び幅の拡張 ・新築地のある高層建物の調査 	<p>現地確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千草水門 — 照明、階段の途中、階段改良 ・古大根水門 — 階段階段の終点部に止水壁、内側避難階段の改良改良、照明追加 ・田尻川設置の堤防水門 — フラップ改良 ・田尻川設置の堤防水門 — フラップ改良（設置済） ・田尻川設置の堤防水門 — 階段の途中、照明追加 ・田尻川設置の堤防水門 — 照明の増設（設置済） ・リリス水門 — 避難階段の途中、照明追加、階段の照明 ・堤防 — 照明、階段の改良
---	---



【発表状況】

B) 田中地区

- 条件設定
1. 3月3日(木) 2:00発生
 2. M8 (詳細未知と同規模)
 3. 最大振幅 0.2m (内観見10m)
 4. 大津波警報発令 2:45
 5. 津波到達時刻 2:20 (津波到達15分)
 6. 大空 停電
(6.00m)

- 検討事項
1. 釜澤橋水門1階(鎖不能伏せ)
 2. 水門階段~大空のため通行不能
 3. ライト設置~釜澤橋と3階水門
中島宅十字路 計3ヶ所
 4. 案内板設置~目印道路 中島宅十字路 計3ヶ所
 5. 避難倉庫設置~1階各階への避難所
 6. 大津波避難場所~3鉄田老馬ホーム
中島宅(1階~2階) (10号~11号と20号)
 7. 避難等の避難用ソリを用意
 8. 避難場所備品~1階各階に7年 備品
 9. 野中地区住居の避難~1階各階に7年 備品
(大空に備品 西側)
 10. 小井田中島宅住居 一日30分程度に1階各階に
11. 釜澤橋水門階段~避難所
12. 大空の他 排水対策 避難場所の確保



【発表状況】

C) 乙部地区

・防潮堤 について
 照明が設置されていない階段がある。
 階段の幅 勾配がきつし、狭い。
 柵が設置の箇所がある。
 (特に南、階段付近)
 防潮堤を乗り越える歩道の整備
 監視カメラの耐水性はどうか？
 (電線設備)

・高齢者世帯、田舎病院の患者の
 避難 について

地域どうみでの協力の必要性

・水門、門扉の閉鎖 について 適切な人
 の協力が必要である (種村中)

- ⑫ 避難場所入口の照明が21、22箇所
階段のスロープがほしい。
- ⑬ ソーラー式の照明がほしい。
誘導標識がこわれている。
- ⑭ 照明がほしい。
避難路を整備
- ⑮ 避難場所の整備が必要
狭い、誘導標識がほしい。
(照明がほしい、高台付近)
- ⑯ 入口誘導灯の向きが悪い
スロープ付階段の整備をほしい。
- ⑰ 照明がほしい。
スロープ付階段が必要。
- ⑱ 全体的に避難所がほしいが必要。



【発表状況】

D) 接待地区

- 田老町の安全・安心促進計画(津波)
グループワーク Dグループ
1. 避難所の整備
漁港避難所 夜間照明灯
学校裏避難所 避難所(建物)
整地
 2. 避難路の整備
漁港 誘導灯
学校裏 案内標識
水門(ガク法面除去) 夜間照明
 3. 避難計画の見直し
地区の周知
連絡方法の確保(家族、行政)



【発表状況】

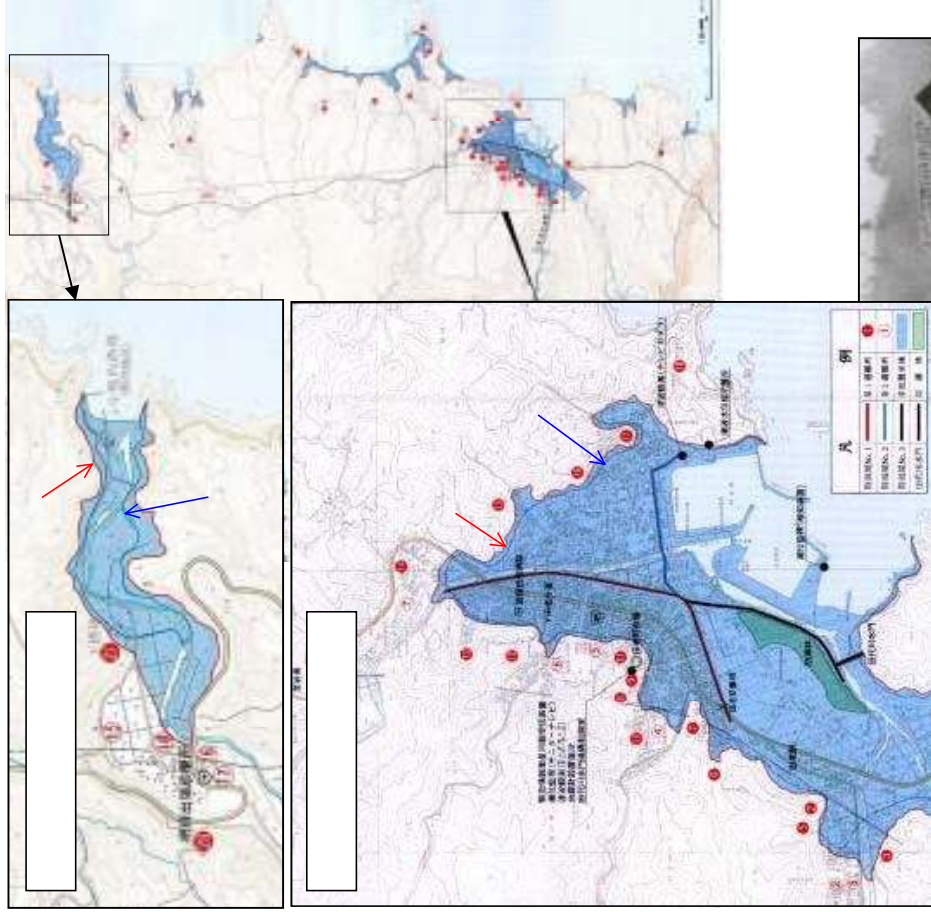
田老町の過去の被害状況や浸水状況



被害前の田老町 昭和7年



三陸大津波来襲後の田老町 昭和8年3月3日



津波来襲後の廃墟と化した田老村 (S8)

主な津波の規模と被害

区分	津波名	明治29年6月15日 (明治三陸大津波)	昭和8年3月3日 (昭和三陸大津波)
マグニチュード		7.5	8.5
最大波高		15m	10m
罹災戸数/全戸数		336/336戸	505/834戸
死者・不明者		1,859人	911人
一家全滅		130戸	66戸
罹災生存者		36人	1,828人
漁船流出		540隻	990隻

(出典:田老町地域ガイド)



倒壊した家屋 (S8)



倒壊した家屋 (S8)



慰問・緊急物資 (S8)